

大阪府強度行動障がい児者支援事業に係るQAについて

		質問	回答
1	申請手続	申請書類はどこに提出すればよいですか。	大阪市においては各区保健福祉センターの障がい福祉担当窓口へ申請書類一式をご提出ください。 事業所所在地の区ではなく、対象の強度行動障がいのある児者に対して支給決定を行っている区への申請となります。
2	申請手続	申請期間はいつまでですか。	大阪市においては令和8年7月10日（金）から令和8年8月3日（月）までとなっております。 郵送で提出する場合は8月3日（必着）となりますのでご注意ください。
3	申請後のスケジュールについて	申請書を提出したあとの具体的な流れを教えてください。	申請書提出後の具体的な流れは次の通りとなっております。 9月上～中旬：大阪府にて連絡調整会議を行い、支援の対象者を決定。 中～下旬：大阪府の決定を受け、各区から事業所宛てに集中的支援の実施の適否を連絡 【集中的支援の対象となった場合】 10月～12月頃：広域的支援人材による集中的支援の実施
4	集中的支援加算について	「集中的支援加算を算定する事業所は、広域的支援人材に対して、1日あたり20,000円を支払う必要があります」とあるが、これはどういうことか。事業所が負担するのか。	事業所でご負担いただくことになります。 集中的支援加算は、1,000単位／日となっておりますので、広域的支援人材への報酬20,000円／日との差額が、実質的に事業所にご負担いただく金額となります。